

2018年2月1日

監査役会通信(No.22)

社外監査役 堀口基次

会計監査人との連携について

最近、会計不正事件があまり発生していないなと思っていましたら、私の情報収集ができていなかっただけで、実際はたびたび発生していることがわかりました。

この会計不正事件の状況を見てもと会計監査人に対し被監査会社の関係者から適時・適切に情報が提供されていないために適切な判断ができず不正事件がおきているケースもあるようです。

今、公認会計士・監査審査会においては監査事務所に対して、たいへんきびしい監査が行われています。そして、検査の結果、必要があると認める場合には、監査事務所の監査業務の適正な運営を確保するために行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告、のち原則として公表されることになっています。

公認会計士・監査審査会は監査事務所に求められる対応・期待として次のように記しています。

- 実質的な対応⇒形式的に基準に準拠するだけでなく、適切な職業的懐疑心を発揮し、常に事業上のリスクを注視して監査リスクを評価しているかなど、実質的な品質の確保・保持が重要である。
- 組織的な対応⇒品質管理は、トップや品質管理責任者だけでなく、社員全員(監査チーム)が取り組むべき問題であることを常に認識する必要がある。
- 適切な監査調書が作成されていない場合、単に文書化の問題ではなく、必要な監査手続が実施されていると認められない場合がほとんどであり、その背景には審査、教育・訓練等の品質管理のシステムに係る問題がある。

新日本有限責任監査法人の監査チームの皆さんに監査審査会から求められていることに対してしっかりと対応していただけるようできる限りの情報をお伝えすると同時に、全社員の皆さんがなんらかの形で関与し取り組むべき問題であることを認識し、監査事務所(監査チーム)の皆さんと今まで以上に**十分なる連携をもって**対処していただきたいと思います。

1月の取締役会にて報告しましたように、本年度も引き続き新日本有限責任監査法人様に会計監査人としてお引き受けていただくようお願いしています。

会計監査人の再任については、お互い信頼関係の上に立ってなすものだと思います。当社がお願いしても当社の対応が悪ければ契約辞退ということも考えられます。

皆さんからの積極的なご協力をいただき監査品質の向上に寄与していただきたいと願っています。